

《お知らせ》

令和8年3月10日  
中日本高速道路株式会社

工事における単価表（明細書）又は工事費内訳書（明細書）の提出について  
（令和8年4月1日以降に入札公告等を行う案件から適用）

令和6年6月14日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、全ての工事において、入札（見積）参加者に対し、単価表（明細書）又は工事費内訳書（明細書）の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

記

1. 対象案件

令和8年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積方通知（以下「公告等」という。）を行う全ての工事

2. 入札（見積）参加者に提出を求める書類

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び同法施行規則第1条に基づき、「材料費」、「労務費」、「法定福利費」、「安全衛生経費」及び「建設業退職金共済契約に係る掛金」を記載した「単価表（明細書）」（別記様式-1）又は「工事費内訳書（明細書）」（別記様式-2、3）

※実際に使用する様式及び記載上の注意事項等については、令和8年4月1日以降、公告等と併せて交付する図書をご参照ください。

3. 確認のための問い合わせ等

提出された書面については、当社において内容を確認します。確認に当たり、必要に応じて問い合わせ等を行う場合がありますが、これらの確認は落札者の決定に影響を及ぼすものではありません。

なお、低入札価格調査の対象となる案件については、引き続き、当該調査基準に基づき調査を実施します。

以 上

〇〇年〇〇月〇〇日

## 単価表（明細書）

工事名	
業者番号	
業者名称	

工種等	金額（円）	備考
直接工事費 計		
うち材料費※1		
うち労務費※2		
共通仮設費(積上計上及び率計上の計)		
うち下請負人が負担する安全衛生 経費		
現場管理費 計		
うち法定福利費の事業主負担額※3		
うち建設業退職金共済制度の掛金 における事業主負担額		
一般管理費等 計		

※1 材料費のうち、「雑材料」「建設機械の燃料費」及び「仮設材の賃貸料金」の計上は任意とする。

※2 「積上げ積算方式の工種」及び「施工パッケージ型積算方式の工種」に含まれる労務費に該当する費用

※3 現場労働者に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料（子ども、子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

※すべての工種等について金額を記載してください。なお、金額の算出が困難で金額を記載できない場合は、当該工種等の備考欄にその理由を記載してください。金額又は金額の算出が困難な理由のいずれの記載もない工種等がある場合は、当該入札（見積り）を無効として取り扱います。

工事費内訳書（明細書）

工事名	
業者番号	
業者名称	

工種等	金額（円）	備考
直接工事費 計		
うち材料費※1		
うち労務費※2		
共通仮設費(積上計上及び率計上の計)		
うち下請負人が負担する安全衛生経費		
現場管理費 計		
うち法定福利費の事業主負担額※3		
うち建設業退職金共済制度の掛金における事業主負担額		
一般管理費等 計		

※1 機器費を含む。ただし、材料費のうち、「雑材料」「建設機械の燃料費」及び「仮設材の賃貸料金」の計上は任意とする。

※2 「積上げ積算方式の工種」に含まれる労務費に該当する費用

※3 現場労働者に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料（子ども、子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

※すべての工種等について金額を記載してください。なお、金額の算出が困難で金額を記載できない場合は、当該工種等の備考欄にその理由を記載してください。金額又は金額の算出が困難な理由のいずれの記載もない工種等がある場合は、当該入札（見積り）を無効として取り扱います。

工事費内訳書（明細書）

工事名	
業者番号	
業者名称	

工種等	金額（円）	備考
直接工事費 計		
うち材料費※1		
うち労務費※2		
共通仮設費(積上計上及び率計上の計)		
うち下請負人が負担する安全衛生 経費		
現場管理費 計		
工事原価のうち法定福利費の事業 主負担額※3		
うち建設業退職金共済制度の掛金 における事業主負担額		
一般管理費等 計		

※1 材料費のうち、「雑材料」「建設機械の燃料費」及び「仮設材の賃貸料金」の計上は任意とする。

※2 「積上げ積算方式の工種」に含まれる労務費に該当する費用

※3 現場労働者に関する雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料（子ども、子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

※すべての工種等について金額を記載してください。なお、金額の算出が困難で金額を記載できない場合は、当該工種等の備考欄にその理由を記載してください。金額又は金額の算出が困難な理由のいずれの記載もない工種等がある場合は、当該入札（見積り）を無効として取り扱います。